

(案)

仕 様 書

1. 事業名

令和8年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（実証事業）
「外国人による冬季レンタカー事故防止に係る実証調査事業」

2. 事業目的

訪日外国人旅行者数は増加傾向にあり、新潟・長野をはじめとしたスノーリゾートは、地方における長期滞在や消費拡大を図る上で有力な観光コンテンツとなっている。一方で、冬季における外国人レンタカー事故が増加しており、地域住民の安全・安心の確保や観光地での受入環境整備の観点から、その対策は喫緊の課題となっている。

本事業は、外国人レンタカー利用の実態及び事故状況を把握するとともに、効果的な事故防止普及啓発手法について実証的に検証することを目的とする。

3. 事業実施地域

新潟県、長野県

4. 事業の進め方

本事業は、北陸信越運輸局及び新潟県警察本部・長野県警察本部等の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して実施する。請負事業者は、北陸信越運輸局及び関係機関と密接な連携のうえ作業を進めるものとし、業務の進め方等について調整の必要や疑義が生じた場合には、都度協議のうえ実施するものとする。

5. 事業内容

請負事業者は、本事業目的の達成に向けて、以下の取組（１）～（５）を実施すること。

（１）検討会議の設置

本事業を円滑かつ効果的に推進するため、北陸信越運輸局及び関係機関等からなる検討会議を設置する。検討会議においては、事業の進行状況の共有及び検討、効果検証結果の確認等を行うものとする。

検討会議の開催時期、開催回数及び実施方法については、本事業の目的達成に資する効果的な運営となるよう、請負事業者において検討の上、企画提案において提案すること。

具体的な実施内容については、北陸信越運輸局と協議の上決定するものとする。

（２）冬季外国人レンタカー利用に関する実態調査・分析

新潟県警察本部・長野県警察本部が保有する外国人運転者の事故データ提供を踏まえた事故分析を行うこと。

※提供するデータは令和7年中の新潟県、長野県におけるレンタカーの「事故件数」、「事故車両ナンバー」、「国籍」、「事故形態」、「時期」等を想定。

※分析に用いる事故データの内容及び範囲には限りがあることを踏まえ、実施可能で実効性のある分析とすること。

(案)

(3) 普及啓発コンテンツの制作・配付(言語については事故データ分析結果を踏まえ決定する。)

① 多言語動画

- ・対応言語(例)：日本語、英語、中国語、韓国語
- ・内容(例)：雪道運転のポイント、危険地点の注意喚起、スタッドレス・チェーン装着
- ・形式(例)：横版(2～3分、mp4)、縦版(SNS向け9:16)
- ・著作権：北陸信越運輸局に帰属

② 多言語リーフレット

- ・対応言語(例)：日本語、英語、中国語、韓国語
- ・内容(例)：装備チェックリスト・事故多発地点・多言語動画へのQRコード
- ・配布場所(例)：レンタカー営業所、空港、駅、観光案内所

③ 旅前情報発信

- ・SNS広告、宿泊施設等の予約確認メール、海外スキー情報サイトへの情報発信 など

④ 現地啓発

- ・レンタカー事業者訪問・啓発資料配布・起点駅での外国人向け声掛け啓発を実施すること。(主に運輸局職員等による実施を想定。)

(4) 普及啓発コンテンツの効果検証

- ・チャンネル別(SNS、チラシ、その他)QRコードのアクセス分析
- ・多言語動画に対する外国人視点からの評価 など

(5) レンタカー事業者向け冬季安全講習会の開催

外国人利用者による冬季レンタカー事故防止を目的とし、新潟県及び長野県におけるレンタカー事業者を対象とした講習会を開催すること。

- ・1～2会場の開催を想定。1会場につき、20名以上の参加を目標とする。
- ・開催形式は対面を基本とし、必要に応じてオンライン形式を併用するものとする。オンラインに係るシステムについては、北陸信越運輸局が指定するものを使用すること。
- ・講師は北陸信越運輸局及び警察職員によることを想定。
- ・外国籍参加者に対応するため、英語及び中国語の逐次通訳者を配置すること。
- ・講習会の企画運営、会場設営、資料作成等、運営に係る一切の業務を行うこと。
- ・講習会終了後、参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。内容は北陸信越運輸局と協議の上決定し、結果を取りまとめて報告すること。

6. 成果物の提出

(1) 次の事項について、履行期限までに北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出する。

- ①事業実施報告書：製本2部(A4判カラー)
- ②事業実施報告書概要版(A4版カラー1～2枚程度)
- ③多言語動画・多言語リーフレット
- ④その他監督職員が指示したもの

※事業実績報告書及び事業実施報告書概要版については、一般公開可能なものとする。

※電子ファイルは、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint)において編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方とし、電子メール等で提出するものとする。

(2) 成果物の提出先

北陸信越運輸局観光部観光地域振興課

(新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館)

(案)

(3) 報告書作成にあたって留意する事項

成果物の著作権（電子データに関する著作権法第23条に規定する公衆送信権を含む。）は、当該の著作権が第三者の権利である場合や別途定める場合を除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。

7. 事業費について

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

8. 履行期限

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

9. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行う。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 北陸信越運輸局と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議の上、その指示に従って進める。

10. 担当職員

北陸信越運輸局 観光部観光地域振興課 担当官